

○白山野々市広域事務組合火災予防条例施行規則

昭和56年4月1日

規則第7号

改正 昭和61年3月31日規則第2号

平成2年5月23日規則第1号

平成4年4月1日規則第4号

平成8年10月1日規則第4号

平成11年10月1日規則第4号

平成17年2月1日規則第1号

平成18年3月30日規則第2号

平成21年4月1日規則第3号

平成23年10月28日規則第5号

平成24年10月30日規則第4号

平成26年10月21日規則第8号

平成31年3月26日規則第3号

令和2年11月27日規則第3号

令和3年12月23日規則第1号

令和5年7月4日規則第3号

令和5年11月1日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、白山野々市広域事務組合火災予防条例(昭和56年松任石川広域事務組合条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(標識及び掲示板)

第2条 条例第12条の2第1項及び第3項、第15条第1項第5号及び第3項、第15条の2第2項、第16条第2項及び第3項、第17条第2項及び第4項、第21条第3号、第29条第2項及び第3項、第37条の2第2項第1号、第40条第3項、第41条第2項第1号若しくは第46条第4号の規定による標識又は掲示板は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる大きさ及び色によるものとする。

2 少量危険物(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物をいう。以下同じ。)又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の表示は、それぞれ「少量危険物貯蔵取扱所」又は「指定可燃物貯蔵取扱所」とするものとする。

3 条例第37条の2第2項第1号の規定による危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板は、幅30センチメートル以上、長さ60センチメートル以上の板に地を白色、文字を黒色とし、防火に関し必要な事項を掲示した掲示板は、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第18条第1項第1号、第4号及び第5号に規定する掲示板に準ずるものとする。

4 条例第40条第3項において準用する第37条の2第2項第1号又は第41条第2項第1号の規定による品名及び最大数量を掲示した掲示板は、幅30センチメートル以上、長さ60センチメートル以上の板に地を白色、文字を黒色とし、防火に関し必要な事項を掲示した掲示板は、幅30センチメートル以上、長さ60センチメートル以上の板に地を赤色、文字を白色とし、可燃性液体類等にあつては「火気厳禁」と、綿花類等にあつては「火気注意」と表示するものとする。

(指定催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画の届出)

第2条の2 条例第49条の3第2項の規定による指定催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画の届出は、様式第1号の火災予防上必要な業務に関する計画届出書によって、行うものとする。

(防火対象物の使用開始の届出)

第3条 条例第50条の規定による防火対象物の使用開始の届出は、様式第2号の防火対象物使用開始届出書によって、行うものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第4条 条例第51条各号に掲げる火を使用する設備等の設置の届出は、第1号から第14号までに係る届出にあつては当該設備の設置工事に着手する日の5日前までに、第15号に係る届出にあつては設置する日の3日前までに、様式第3号から様式第6号までの当該届出書によって、行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、条例第3章第1節に規定する位置及び構造に関する図書を添付するものとする。

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第5条 条例第52条各号に掲げる火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為の届出は、第1号に係る届出にあつては実施する事前に、第2号、第3号及び第6号に係る届出にあつては実施する3日前までに、第4号及び第5号に係る届出にあつては実施する前日までに、様式第7号から様式第12号までの当該届出書によって行うものとする。ただし、第1号、第4号又は第5号に係る届出にあつては、当該届出書の提出に代えて口頭により行う

ことができる。

2 条例第52条第4号に定める水道とは、消火活動に使用し得る全ての消防水利をいう。

(指定洞道等の届出)

第6条 条例第53条の規定による指定洞道等の届出は、遅滞なく様式第13号の届出書によって行うものとする。

(少量危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)

第7条 条例第54条第1項の規定による少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとするときの届出は、貯蔵し、又は取り扱う場所を設ける日の7日前までに、様式第14号の届出書によって、行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、条例第4章に規定する位置、構造及び設備に関する図書を添付するものとする。

3 条例第54条第2項の規定による少量危険物又は指定可燃物の貯蔵又は取り扱う場所を廃止するときの届出は、様式第14号の2の届出書により行うものとする。

(届出書の提出部数等)

第8条 第2条の2から前条までに規定する届出書の提出部数は、2部とし、消防署長に提出するものとする。

(水張検査等の申請)

第9条 条例第54条の2第1項の規定による水張検査又は水圧検査の申出をしようとする者は、様式第15号の申請書により行うものとする。

2 前項の申請書の提出部数は、2部とし、消防長に提出するものとする。

3 条例第54条の2第2項の規定により交付する水張・水圧検査済証は、様式第16号とする。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第10条 条例第54条の3第1項の組合長が定める防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物のうち、消防法(昭和23年法律第186号)第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないものとする。

2 条例第54条の3第3項の公表の対象となる違反の内容は、前項に規定する消防の用に供する設備が設置されていないこととする。

(公表の方法)

第11条 条例第54条の3第1項に規定する公表は、当該違反が是正されたことを確認できる

までの間、白山野々市広域事務組合の掲示場に掲示し、及び白山野々市広域消防本部のホームページに掲載することにより行う。

2 前項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2項の違反が認められた防火対象物の名称(当該違反が認められた防火対象物の部分の名称を含む。)及び所在地
- (2) 前条第2項の違反の内容
- (3) その他消防長が必要と認める事項
(消防長への委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年規則第2号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成2年規則第1号)

1 この規則は、平成2年5月23日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、引き続き少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるものに対する改正後の松任石川広域事務組合火災予防条例施行規則第2条第2項に規定する少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の表示については、当分の間従前の例による。

附 則(平成4年規則第4号)

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第3号)

この規則は、平成21年4月10日から施行する。

附 則(平成23年規則第5号)

この規則は、平成23年11月11日から施行する。

附 則(平成24年規則第4号)

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第8号)

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(平成31年規則第3号)

この規則は、平成32年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定、様式第2号②の改正規定及び様式第3号から様式第15号までの改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第3号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(令和5年規則第3号)

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和5年規則第4号)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

別表(第2条関係)

根拠条文	標識及び掲示板の区分	大きさ(単位センチメートル)		色	
		幅	長さ	地	文字
第12条の2第1項及び第3項 第15条第1項第5号 及び第3項 第15条の2第2項	燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、発電設備又は蓄電池設備である旨を表示した標識	15以上	30以上	白	黒

第16条第2項及び 第3項 第17条第2項及び 第4項					
第21条第3号	水素ガスを充填する気球の 掲揚場所の立入禁止する旨 を表示した標識	30以上	60以上	赤	白
第29条第2項	「禁煙」、「火気厳禁」又は 「危険物品持込み厳禁」と表 示した標識	25以上	50以上	赤	白
第29条第3項	「喫煙所」と表示した標識	30以上	10以上	白	黒
第37条の2第2項第 1号 第40条第3項 第41条第2項第1号	少量危険物又は指定可燃物 を貯蔵し、又は取り扱ってい る旨を表示した標識	30以上	60以上	白	黒
第46条第4号	定員を記載した表示板	30以上	25以上	白	黒
第46条第4号	満員札	50以上	25以上	赤	白

様式第2号 (第3条関係)

防 火 対 象 物 使 用 開 始 届 出 書

①

(宛先) 消防署長		年 月 日	
届 出 者			
住 所			
(電話)			
氏 名			
所在地	電話		
名 称		主要用途	
建築確認年月日		建築確認番号	第 号
※消防同意年月日		※消防同意番号	第 号
工事着手 年月日		工事完了(予定) 年 月 日	使用開始(予定) 年 月 日
他の法令による 許 認 可			
敷地面積	m ²	建築面積	m ² 延面積 m ²
従業員数		公開時間又 は従業員時間	
屋外消火栓、動力 消防ポンプ、消防 用 水 の 概 要			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

②

棟名称							
用途				構造			
種類 階別	床面積 m ²	用途	消防用設備等の種類				特殊消防 用設備等 の概要
			消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施設	
階							
階							
階							
階							
階							
階							
計							
その他 必要な事項							

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「様式第2号②」に必要な事項を記入して添付すること。
 - 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
 - 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。
 - 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。
 - 本届出書は、2部提出すること。

様式第3号（第4条関係）

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
 ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

(宛先)		消防署長		年 月 日	
届 出 者					
住 所					
氏 名					
(電話)					
防火対象物	所在地	電話			
	名称	主要用途			
設置場所	用途	床面積	m ²	消防用設備等又は特殊消防用設備等	
	構造	階 層			
届出設備	設備の種類				
	着工(予定)年月日		竣工(予定)年月日		
設備	設備の概要				
	使用する燃料・熱源・加工液	種 別		使 用 量	
	安全装置				
取扱責任者の職氏名					
工事施工者	住所	電話			
	氏名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入すること。
 - 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
 - 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。
 - 白山野々市広域事務組合火災予防条例第3章第1節に規定する位置及び構造に関する図書を添付すること。
 - 本届出書は、2部提出すること。

様式第4号（第4条関係）

急速充電設備
燃料電池発電設備
発電設備
変電設備
蓄電池設備
設置届出書

(宛先) 消防署長		年 月 日		
届出者				
住所				
(電話)				
氏名				
防火対象物	所在地	電話		
	名称	用途		
設置場所	構造	場所	床面積	
		屋内（階）、屋外	m ²	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等	不燃区画 有・無	換気設備 有・無	
届出設備	電圧	V	全出力又は蓄電池容量 k W k W h	
	着工（予定）年 月 日		竣工（予定）年 月 日	
	設備の概要	種別	キュービクル式（屋内・屋外）・その他	
主任技術者氏名				
工事施工者	住所	電話		
	氏名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 電圧欄には、変電設備にあつては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
 - 全出力又は蓄電池容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備または変電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては蓄電池容量（定格容量）を記入すること。
 - 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に転載して添付すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。
 - 白山野々市広域事務組合火災予防条例第3章第1節に規定する位置及び構造に関する図書を添付すること。
 - 本届出書は、2部提出すること。

様式第5号（第4条関係）

ネオン管灯設備設置届出書

(宛先)		消防署長	年 月 日	
届 出 者				
住 所				
(電話)				
氏 名				
防 火	所在地	電 話		
対象物	名 称	用 途		
届 出 設 備	設 備 容 量			
	着工（予定） 年 月 日	竣 工（予定） 年 月 日		
	設 備 の 概 要			
工 事	住 所	電 話		
施工者	氏 名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 5 白山野々市広域事務組合火災予防条例第3章第1節に規定する位置及び構造に関する図書を添付すること。
 - 6 本届出書は、2部提出すること。

様式第6号（第4条関係）

水素ガスを充填する気球の設置届

(宛先)		消防署長		年 月 日	
		届 出 者			
		住 所		(電話)	
		氏 名			
設置請負者	住 所	電 話			
	氏 名				
看 視 人	氏 名	他 名			
設置期間	掲 揚	自	至		
	け い 留	自	至		
設 置 目 的					
設置場所	地名地番				
	地上又は屋上の別		用途		立入禁止の方法
充填又は作業の方法		日 時			場 所
		方 法			ガス置場
構	気 球 型	直径			材質
		体積			厚さ
造	掲	網	材質	太 さ	
	電 飾	電 球 の 定 格 圧		灯 数	配 線 方 式
		電 線 の 種 類			直 並 列 列
総 重 量					断 面 積
支持方法	掲 揚				そ の 他 必 要 事 項
	け い 留				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。
 - 5 本届出書は、2部提出すること。

様式第7号（第5条関係）

火災とまぎらわしい煙又は火炎
届 出 書
を 発 する お そ れ の あ る 行 為 の

(宛先) 消防署長		年 月 日
届 出 者		
住 所		
(電話)		
氏 名		
発 生 予 定 日 時	自 至	
発 生 場 所		
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量		
目 的		
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 5 本届出書は、2部提出すること。

様式第8号（第5条関係）

煙 火 打 上 げ 届 出 書
仕 掛 け

(宛先) 消防署長		年 月 日
届 出 者		
住 所		(電話)
氏 名		
打 上 げ 仕 掛 け	自 至	
打 上 げ 仕 掛 け	場 所	
周 围 の 状 况		
煙 火 の 種 類 及 び 数 量		
目 的		
そ の 他 必 要 な 事 項		
打 上 げ 仕 掛 け	に直接従事 する責任者の氏名	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
 - 5 打ち上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。
 - 6 本届出書は、2部提出すること。

様式第9号 (第5条関係)

催 物 開 催 届 出 書

(宛先) 消防署長		年 月 日	
届 出 者		住 所	
氏 名		(電話)	
防火対象物	所在地		
	名 称	本来の用途	
使用箇所	位 置	面 積	客 席 の 構 造
		m ²	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要		
使用目的			
使用期間		開催時間	
収容人員	名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員	名
防火管理者氏名			
その他必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。
 - 5 本届出書は、2部提出すること。

様式第10号（第5条関係）

用 水 の 断 水 届 出 書
水 道 減 減

年 月 日	
(宛先) 消防署長	
届 出 者	
住 所	
氏 名 (電話)	
断 水 予 定 日 時 減	自 至
断 水 区 域 減	
工 事 場 所	
理 由	
現 場 責 任 者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 断、減水区域の略図を添付すること。
 - 5 本届出書は、2部提出すること。

様式第11号（第5条関係）

道 路 工 事 届 出 書

(宛先) 消防署長		年 月 日
届 出 者		
住 所		(電話)
氏 名		
工 事 予 定 日 時	自 至	
路 線 及 び 箇 所		
工 事 内 容		
現 場 責 任 者 氏 名		
受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 工事施工区域の略図を添付すること。
 - 5 本届出書は、2部提出すること。

様式第12号（第5条関係）

露店等の開設届出書

(宛先) 消防署長		年 月 日	
届出者			
住所			
(電話)			
氏名			
開設期間	自 年 月 日 至 年 月 日	営業時間	開始 時 分 終了 時 分
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の 設置本数	
現場責任者氏名	(電話)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 5 本届出書は、2部提出すること。

様式第13号（第6条関係）

とう
指定洞道等届出書（新規・変更）

(宛先) 消防署長		年 月 日
届出者		
事業所名		
所在地		
代表者氏名 (電話)		
設置者	法人の名称	
	代表者氏名	
とう 洞道等の名称		
設置場所	起 点	
	終 点	
	経 由 地	
その他必要事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。
 - とう
洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理
対策書その他必要な図書を添付すること。
 - 本届出書は、2部提出すること。

様式第14号（第7条関係）

少量危険物 貯 蔵 届 出 書
 指定可燃物 取扱い

(宛先) 消防署長		年 月 日		
届 出 者				
住 所				
(電話)				
氏 名				
貯蔵又は取扱い の場所	所在地			
	名称			
類、品名及び 最大数量	類	品 名	最大貯蔵数量	一日最大 取扱数量
貯蔵又は取扱方法 の概要				
貯蔵又は取扱場所の位置、 構造及び設備の概要				
消防用設備等又は特殊消防用 設備等の概要				
貯蔵又は取扱いの開始予定期日 又は期間				
そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 4 白山野々市広域事務組合火災予防条例第3章第1節に規定する位置及び構造に関する図書を添付すること。
 5 本届出書は、2部提出すること。

様式第14号の2 (第7条関係)

少量危険物 貯蔵 廃止届出書
 指定可燃物 取扱い

(宛先) 消防署長		年 月 日		
届出者				
住所				
氏名 (電話)				
貯蔵又は取扱い の場所	所在地			
	名称			
類、品名及び 最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	一日最大 取扱数量
貯蔵又は取扱方法 の概要				
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設備の概要				
消防用設備等又 は特殊消防用設 備等の概要				
廃止年月日	年 月 日			
廃止理由				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 本届出書は、2部提出すること。

様式第15号 (第9条関係)

水 張
 検 査 申 請 書
 水 圧

(宛先)消防長		年 月 日	
申 請 者			
住 所			
(電話)			
氏 名			
設 置 場 所			
タンク 構 造	形 状		
	寸 法	mm	容 量 L
	材質記号 及び板厚		
タンクの最大 常用圧力		k P a	
検査の種類及び 検査希望年月日			
タンクの製造者 及び製造年月日			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 4 本届出書は、2部提出すること。

様式第16号(第9条関係)

正

水張・水圧検査済証

水張又は水圧検査の別				
検査圧力		kPa		
タンク の 構 造	形状		容量	ℓ
	寸法			
	材質記号及び板厚			
製造者及び製造年月日		年 月 日		
タンク検査番号 第 号				
年 月 日				
		白山野々市広域事務組合消防長		
		㊟		

副

タンク検査済証	
検査圧力	kPa
検査番号	
検査年月日	
白山野々市広域消防本部	

70mm

50mm

様式第1号(第2条の2関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第4条関係)

様式第7号(第5条関係)

様式第8号(第5条関係)

様式第9号(第5条関係)

様式第10号(第5条関係)

様式第11号(第5条関係)

様式第12号(第5条関係)

様式第13号(第6条関係)

様式第14号(第7条関係)

様式第14号の2(第7条関係)

様式第15号(第9条関係)

様式第16号(第9条関係)